



平成26年11月10日

各 位

会社名 アルインコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小山 勝弘
(コード番号 5933 東証第2部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 岸田 英雄
(電話番号 06-7636-2222)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

平成26年11月10日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達の目的】

当社グループは、「ニッチマーケットでトップ企業に」を経営方針として、建設用仮設機材の製造・販売・レンタルをコア事業とし、DIY用品などの住宅機器やフィットネス機器の製造・販売、無線機などの電子機器の製造・販売を行っており、マーケット動向やマーケットニーズに即した独創性の高い高収益商品の開発、東南アジア地域を中心とした海外市場への展開強化、安全管理への取り組み強化などを推進しております。

国内市場においては、東日本大震災後の復興需要の高まりや、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック開催等を背景にした社会インフラの改修整備や耐震・リフォーム工事の需要増により建設投資が中・長期的に高い水準で推移すると想定されており、当社グループの手掛ける建設用仮設機材への強い需要が継続することが見込まれます。

また、海外市場においては、既に中華人民共和国において事業展開を進めておりますが、今後も高成長が期待できる東南アジア地域における建設需要の拡大にともない仮設機材の市場育成も急がれており、タイ王国において平成24年11月にアルインコ(タイランド)株式会社を設立、さらに平成25年5月にアルインコ オクト(タイランド)株式会社を設立し、新たな収益基盤として海外における建設用仮設機材の販売・レンタル事業を開始しております。

今回の新株式発行及び自己株式処分に伴う調達資金は、建設用仮設資材の需要増加に対応するための兵庫第二工場の新工場棟兼製品倉庫の建設、フック付足場板生産ラインの増設及び施工性に優れた仮設機材である次世代足場等のレンタル資産充実のために設備投資資金の一部を充当する予定です。今後の需要拡大に備え盤石な事業基盤を構築することで、当社グループの永続的な発展に向け収益力の強化及び企業価値の向上を図るものであります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式1,200,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年11月18日(火)から平成26年11月20日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年11月28日(金)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小山勝弘に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式1,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成26年11月28日(金)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小山勝弘に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 330,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から330,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成26年12月1日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小山勝弘に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 330,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 決 定 方 法 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 及 び 資 本 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成26年12月16日(火)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成26年12月17日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小山勝弘に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から330,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、330,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月10日(月)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式330,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成26年12月17日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月10日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロ

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

トメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	19,509,326株	（平成26年11月10日現在）
公募による新株式発行による増加株式数	1,200,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	20,709,326株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	330,000株	（注）
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	21,039,326株	（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,552,380株	（平成26年11月10日現在）
処分株式数	1,000,000株	
処分後の自己株式数	552,380株	

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

当社グループの手掛ける建設用仮設機材については、東日本大震災後の復興需要の高まりや、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催等を背景にした社会インフラの改修整備によって建設投資が中・長期的に高い水準で推移すると想定しており、今後の需要増加に備えた設備投資が必要な状況であります。

このような状況を踏まえ、今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限2,598,727,100円については、900,000,000円を平成27年12月までに兵庫第二工場の新工場棟兼製品倉庫建設に係る設備投資資金に、530,000,000円を平成27年3月までにフック付足場板生産ライン敷設に係る設備投資資金に、1,168,727,100円を平成29年3月までの次世代足場等のレンタル資産の取得資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

兵庫第二工場の新工場棟兼製品倉庫については、既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを新工場棟に集約し生産効率化を図るとともに、製品倉庫は自社倉庫機能の充実により外部倉庫から自社倉庫への在庫の移管により保管コストの合理化を図るものであります。

フック付足場板生産ラインについては、近年需要が旺盛なフック付足場板の増産に対応するものであります。

また、次世代足場等のレンタル資産への投資については、仮設機材レンタル市場において旧来の枠組足場から次世代足場に切り替えが進みつつある状況のなかで、当社グループが保有するレンタル資産についても施工性に優れた次世代足場への切り替えを図ることで、資産の高付加価値化と競争力向上を進めるためのものであります。

なお、設備計画の内容につきましては、平成26年11月10日現在（ただし、既支払額については平成26年10月20日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
アルインコ 株式会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	新工場棟兼 製品倉庫	900	—	増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 6月	平成27年 12月	(注)2
アルインコ 株式会社	兵庫第二工場 (兵庫県丹波市)	建設機材 関連事業	フック付 足場板 生産ライン	690	160	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成26年 8月	平成27年 3月	(注)3
アルインコ 株式会社	全国営業所	レンタル 関連事業	レンタル 資産（次世代 足場等）	1,700	—	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成27年 1月	平成29年 3月	(注)4

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2 新工場棟に既存2工場（兵庫第一工場、兵庫第二工場）のアルミ関連製品生産ラインを集約することで効率化を図るとともに、外部倉庫にある在庫を製品倉庫に移管することで合理化を図るものであります。
 3 兵庫第二工場の新工場棟にアルミ関連製品生産ラインを集約することに伴い、既存の工場棟に新たにフック付足場板生産ラインを設置するもので、完成後は当該製品の生産能力は設置前に比べておよそ67%増加の見込みです。
 4 完成後の増加能力については、その貸出能力の合理的な測定が困難である為、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の一般募集及び第三者割当増資は、当社の中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。

剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本方針とし、1株当たり当期純利益の増加にあわせて増配等を行ってまいりたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としており、また、決定機関につきましては、会社法第459条第1項に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、東南アジアへの海外投資や今後成長が見込める事業分野に積極的に投資を行い更なる企業価値の向上を図るとともに、競争優位性の維持に必要な財務基盤の安定にも配慮してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	66.77円	91.87円	129.32円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	20.00円 (7.00円)	25.00円 (11.00円)	34.00円 (13.00円)
実績連結配当性向	30.0%	27.2%	26.3%
自己資本連結当期純利益率	9.0%	11.3%	14.2%
連結純資産配当率	2.7%	3.1%	3.7%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分及び新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（21,039,326株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は0.14%となります。

ストックオプション付与の状況（平成26年11月10日現在）

取締役会決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成23年9月6日	30,200株	365円	183円	平成25年6月21日から 平成27年6月20日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	396円	578円	910円	1,199円
高 値	609円	992円	1,277円	1,425円
安 値	345円	482円	692円	1,037円
終 値	576円	910円	1,203円	1,134円
株価収益率	8.6倍	9.9倍	9.3倍	—

(注) 1. 株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成27年3月期の株価については、平成26年11月7日(金)現在で表示しています。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるアルメイト株式会社、井上雄策、井上敬策及び井上商事株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。